

四半期報告書

(第141期第1四半期) 自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

みずほ信託銀行株式会社

(E03628)

第141期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

頁

第141期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	29
第5 【経理の状況】	30
1 【四半期連結財務諸表】	31
2 【その他】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第141期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野 中 隆 史

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)
みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)
みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)
みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)
みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曾根崎二丁目11番16号)
みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	46,580	51,332	213,386
うち信託報酬	百万円	10,246	10,427	48,514
経常利益(△は経常損失)	百万円	△5,253	8,421	20,996
四半期純利益(△は四半期純損失)	百万円	△4,073	7,307	—
当期純利益	百万円	—	—	14,881
純資産額	百万円	288,376	317,605	313,273
総資産額	百万円	6,531,535	6,168,759	5,916,203
1株当たり純資産額	円	17.77	23.52	22.63
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損失金額)	円	△0.81	1.45	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	2.96
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	—	0.92	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	1.88
自己資本比率	%	4.39	5.12	5.26
連結自己資本比率(国際統一基準)	%	12.61	16.24	15.73
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△167,648	250,335	△505,899
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	87,012	△214,421	436,628
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△21,900	△2,002	△17,202
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	56,373	103,965	69,977
従業員数	人	4,894	4,913	4,765
信託財産額	百万円	50,293,372	52,105,820	52,293,417

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成21年度第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失金額の場合に該当するため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。
- 6 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	4,913 [557]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員549人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	3,456 [465]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員19人、嘱託及び臨時従業員数461人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
- 3 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は3,251人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

平成22年6月24日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成22年度第1四半期における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1 総論

平成22年度は「“アセット&ウェルス” マネジメントにおけるトップブランド」を目指す中期的な経営戦略の最終年度として、信託総合営業・グループ協働のさらなる進展により、収益力向上を図っております。

その下での平成22年度の基本戦略として、

- ①グループ全体のお客さまへの信託商品・信託サービス提供の一段の加速による、トップライン収益の引き上げと顧客基盤の飛躍的拡充
- ②「選択と集中」を図り、信託の強みを発揮できる独自領域への経営資源の集中による専門性と収益性の向上
- ③内部管理および金融円滑化への取り組み強化

に注力しております。

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、中国などの新興国を中心とした海外経済の回復などを背景に、輸出が緩やかに増加し、企業の生産活動も増加基調で推移するなど、着実に持ち直してきております。

一方で、企業の設備投資が下げ止まり、景気の自律的回復への基盤は整いつつあるものの、雇用情勢は依然として厳しく、回復実感の伴わない状況にあります。

このような経済環境の中、連結経常収益は前年同期比47億円増加して513億円、連結経常利益は前年同期比136億円増加して84億円となりました。

(1) 収益状況(第1四半期連結累計期間)

① 概要

市場部門の収益が好調に推移したこと等により、当第1四半期連結累計期間の連結粗利益は前年同期比35億円増加して364億円となりました。加えて、与信関係費用の減少及び株式等損益の改善等により、連結経常利益は前年同期比136億円増加し84億円、連結四半期純利益は前年同期比113億円増加し73億円となりました。

② 連結粗利益

市場部門における金利変動を的確に捉えた運営の奏功により、国債等債券損益等の市場性収益が好調に推移しました。加えて、ストラクチャードプロダクト、年金・資産運用、資産管理等の業務が前年同期を上回る実績を上げたこと等の結果、連結粗利益は前年同期比35億円増加し364億円となりました。

③ 与信関係費用

与信関係費用は、企業倒産の減少や企業業績の回復傾向が継続する環境下、貸倒引当金の戻入が発生すると共に貸出金償却が減少したこと等から、前年同期比22億円減少し8億円となりました。

④ 連結四半期純利益

上記の損益状況に加え、株式等損益及び法人税等調整額等の所要額を加減した結果、連結四半期純利益は、前年同期比113億円増加し、73億円となりました。

(2) 財務の健全性

① 不良債権

金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、前連結会計年度末より49億円増加して833億円となりました。

なお、当社単体の金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、815億円であり、不良債権比率は2.25%となりました。

② 繰延税金資産

当第1四半期連結会計期間末の繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末より31億円減少し243億円となりました。

2 経営成績の分析

(1) 損益の状況

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における損益状況は以下のとおりです。

(表1)

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日) (億円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	328	364	35
資金利益	104	112	7
信託報酬	102	104	1
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	97	106	8
特定取引利益	6	9	2
その他業務利益	17	31	14
営業経費 ②	△293	△286	6
不良債権処理額 ③	△30	△9	21
株式等損益 ④	△0	25	26
持分法による投資損益 ⑤	△3	△0	2
その他 ⑥	△53	△9	43
経常損益 (①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	△52	84	136
特別損益 ⑧	3	3	△0
うち貸倒引当金戻入益等	0	1	0
税金等調整前四半期純損益 (⑦+⑧) ⑨	△48	87	136
税金関係費用 ⑩	7	△16	△23
少数株主損益調整前四半期純損益 (⑨+⑩) ⑪	△41	71	113
少数株主損益 ⑫	1	1	0
四半期純損益 (⑪+⑫) ⑬	△40	73	113
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用) ⑭	△30	△8	22

(注) 費用項目は△表記しております。

(参考)連結業務純益	48	85	37
------------	----	----	----

(注) 1 連結業務純益＝連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等調整

(注) 2 連結業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

① 連結粗利益

連結粗利益は、前年第1四半期に比べ35億円増加し、364億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

資金利益

資金利益は、企業の資金需要低迷や金利水準の低下に伴い、預貸金収益は一定の減少を余儀なくされましたが、市場部門における国内外の金利変動を的確に捉えた運営の結果、前年同期比7億円増加し112億円となりました。

信託報酬

信託報酬は、前年同期ほぼ横ばいで104億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、大型案件の受託に伴い株式戦略（証券代行）業務に係る手数料が増加すると共に、資産運用商品の販売が増加したこと等から、前年同期比8億円増加し106億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、国債等債券損益の増加により、前年同期比14億円増加し31億円となりました。

② 営業経費

営業経費は、退職給付費用が減少したこと等により、前年同期比6億円減少し286億円となりました。

③ 不良債権処理額(⑭)与信関係費用

与信関係費用（含む不良債権処理額）は、8億円となりました。主な内訳は、貸出金償却9億円及び貸倒引当金戻入益等の1億円であります。

④ 株式等損益

株式等損益は、前年同期比26億円改善し25億円となりました。

⑤ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、2億円改善し、0億円の損失となりました。

⑥ その他

その他は、信用リスク減殺取引に係る損失が減少したこと等により、前年同期比43億円改善し9億円の損失となりました。

⑦ 経常損益

以上の結果、経常損益は前年同期比136億円増加し、84億円となりました。

⑧ 特別損益

当第1四半期連結累計期間の特別損益は、前年同期横ばいで3億円の利益となりました。

⑨ 税金等調整前四半期純損益

以上の結果、税金等調整前四半期純損益は前年同期比136億円増加し、87億円となりました。

⑩ 税金関係費用

税金関係費用は、税効果会計による法人税等調整額等により、16億円の費用となりました。

⑪ 少数株主損益調整前四半期純損益

以上の結果、少数株主損益調整前四半期純損益は113億円増加し、71億円となりました。

⑫ 少数株主損益

少数株主損益は、1億円の損失(四半期純損益に加算)となりました。

⑬ 四半期純損益

以上の結果、四半期純損益は前年同期比113億円増加し73億円となりました。

(2) セグメント情報

当第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益(△は損失)に代えて、業務粗利益及び業務純益を開示しております。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況」、「1 四半期連結財務諸表」の「セグメント情報」に記載しております。

①当第1四半期連結累計期間のセグメント情報の概要

(表2)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)			
	業務粗利益		業務純益	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
個人部門	53	14.6	—	—
法人部門	191	52.6	—	—
市場部門・その他	76	21.1	—	—
報告セグメント(当社)計	321	88.3	92	107.6
その他	42	11.7	△6	△7.6
合計	364	100.0	85	100.0

(注) 1 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

2 各報告セグメント(個人部門、法人部門及び市場部門・その他)に係る業務純益は算出しておりません。

②前第1四半期連結累計期間の事業の種類別セグメント情報(経常損益の内訳)

(表3)

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)
信託銀行業	△45	87.4
金融関連業・その他	△5	10.4
計	△51	97.8
消去または全社	△1	2.2
経常損益	△52	100.0

③前第1四半期連結累計期間の所在地別セグメント情報(経常損益の内訳)

(表4)

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)
日本	△51	98.7
その他の地域(米州・欧州)	△0	1.3
計	△52	100.0
消去または全社	—	—
経常損益	△52	100.0

3 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(表5)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
資産の部	61,687	59,162	2,525
うち有価証券	17,150	15,305	1,845
うち貸出金	34,653	34,456	197
負債の部	58,511	56,029	2,482
うち預金	24,219	25,764	△1,544
うち譲渡性預金	8,333	8,119	214
純資産の部	3,176	3,132	43
株主資本合計	2,954	2,881	73
評価・換算差額等合計	206	234	△28
新株予約権	2	2	△0
少数株主持分	12	13	△1

(1) 資産の部

① 有価証券

(表6)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
有価証券	17,150	15,305	1,845
国債	9,888	8,613	1,275
地方債	37	67	△30
社債	409	473	△63
株式	2,140	2,315	△174
その他の証券	4,674	3,835	838

有価証券は、国債及びその他の証券に含まれる外国証券が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ1,845億円増加し、1兆7,150億円となりました。

② 貸出金

(表7)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
貸出金	34,653	34,456	197

貸出金は3兆4,653億円と、前連結会計年度末に比べ197億円増加しております。

(2) 負債の部

預金

(表 8)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
預金	24,219	25,764	△1,544
譲渡性預金	8,333	8,119	214

預金は、主として定期預金の減少により、前連結会計年度末に比べ1,544億円減少し2兆4,219億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末に比べ214億円増加し8,333億円となりました。

(3) 純資産の部

(表 9)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
純資産合計	3,176	3,132	43
株主資本合計	2,954	2,881	73
資本金	2,472	2,472	0
資本剰余金	154	154	0
利益剰余金	329	255	73
自己株式	△1	△1	△0
評価・換算差額等合計	206	234	△28
その他有価証券評価差額金	275	313	△37
繰延ヘッジ損益	△49	△57	8
為替換算調整勘定	△20	△21	0
新株予約権	2	2	△0
少数株主持分	12	13	△1

資本金及び資本剰余金は、新株予約権が行使されたことに伴い僅かながら増加しました。利益剰余金は、四半期純利益73億円により増加し329億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末に比べ37億円減少し275億円となりました。

4 不良債権に関する分析(連結ベース)

(表10) 金融再生法開示債権額(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	385	396	△10
危険債権	303	237	65
要管理債権	143	149	△5
合計	833	783	49

金融再生法開示債権(要管理債権以下)は、前連結会計年度末に比べ49億円増加し、833億円となりました。債権区分別では、危険債権が65億円増加した一方、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が10億円、要管理債権が5億円、それぞれ減少しております。

5 キャッシュ・フローの状況

(表11)

		前第1四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日) (億円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日) (億円)	比較 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	①	△1,676	2,503	4,179
投資活動によるキャッシュ・フロー	②	870	△2,144	△3,014
財務活動によるキャッシュ・フロー	③	△219	△20	198
現金及び現金同等物に係る換算差額	④	28	0	△28
現金及び現金同等物の増減額 (①+②+③+④)	⑤	△996	339	1,336
現金及び現金同等物の期首残高	⑥	1,560	699	△860
現金及び現金同等物の四半期末残高 (⑤+⑥)	⑦	563	1,039	475

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比4,179億円増加して2,503億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、債券貸借取引受入担保金及びコールマネー等の増加及び預金の減少等であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比3,014億円減少し2,144億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、有価証券の取得、売却及び償還による収支等であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比198億円増加し20億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、劣後特約付社債の償還による支出等であります。

以上の結果、現金及び現金同等物の四半期末残高は、前年同期比475億円増加して1,039億円となりました。

6 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,985,377	3.81	2,086,594	3.99
有価証券	871,777	1.67	885,081	1.69
信託受益権	35,419,052	67.98	34,118,649	65.24
受託有価証券	715,240	1.37	785,056	1.50
金銭債権	6,037,714	11.59	6,143,010	11.75
有形固定資産	5,270,881	10.12	5,335,718	10.20
無形固定資産	146,084	0.28	146,085	0.28
その他債権	88,234	0.17	1,237,945	2.37
銀行勘定貸	902,259	1.73	862,362	1.65
現金預け金	669,197	1.28	692,912	1.33
合計	52,105,820	100.00	52,293,417	100.00

負債				
科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	13,131,521	25.20	13,313,820	25.46
年金信託	4,255,792	8.17	4,093,418	7.83
財産形成給付信託	4,304	0.01	4,322	0.01
貸付信託	21,164	0.04	26,661	0.05
投資信託	12,071,798	23.17	11,955,684	22.86
金銭信託以外の金銭の信託	2,065,801	3.96	2,176,530	4.16
有価証券の信託	5,021,008	9.64	4,972,436	9.51
金銭債権の信託	5,686,039	10.91	5,817,209	11.12
土地及びその定着物の信託	212,323	0.41	220,696	0.42
包括信託	9,632,094	18.48	9,708,666	18.57
その他の信託	3,972	0.01	3,973	0.01
合計	52,105,820	100.00	52,293,417	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況（業種別貸出状況）

業種別	前第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,424	0.11	97	0.00
情報通信業	1,158,575	51.63	944,460	47.57
運輸業、郵便業	1,019	0.05	1	0.00
卸売業、小売業	203	0.01	40	0.00
金融業、保険業	320,080	14.26	283,702	14.29
不動産業、物品賃貸業	67,628	3.01	67,381	3.40
各種サービス業	32,990	1.47	31,332	1.58
地方公共団体	15,048	0.67	13,862	0.70
その他	646,030	28.79	644,497	32.46
合計	2,243,997	100.00	1,985,377	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	28,489	—	28,489	29,138	—	29,138
有価証券	23,594	—	23,594	36,350	—	36,350
その他	834,675	21,164	855,839	840,278	26,661	866,939
資産計	886,759	21,164	907,923	905,767	26,661	932,428
元本	885,840	20,850	906,691	905,321	26,251	931,573
債権償却準備金	88	—	88	88	—	88
特別留保金	—	153	153	—	180	180
その他	829	160	989	357	228	585
負債計	886,759	21,164	907,923	905,767	26,661	932,428

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

当第1四半期連結会計期間末 貸出金28,489百万円のうち、延滞債権額は3,112百万円であります。

前連結会計年度末 貸出金29,138百万円のうち、延滞債権額は3,113百万円であります。

(参考) 貸付信託勘定の有価証券の時価等

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当ありません。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

該当ありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,025,851,829	5,026,216,829 (注1)	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
第一回第一種 優先株式 (注2)	155,717,123	155,717,123	—	(注3) (注4) 単元株式数は1,000株であり ます。
第二回第三種 優先株式 (注2)	800,000,000	800,000,000	—	(注5) (注6) 単元株式数は1,000株であり ます。
計	5,981,568,952	5,981,933,952	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ) 取得比率の上限

6.098

(ニ) 当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(二)取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ)普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

3.311

(ニ)当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

- (2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までには議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

取締役会の決議日(平成21年1月30日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日現在)
新株予約権の数(個)	854
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	854,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日から平成41年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき92,490円 ②資本組入額 1,000株につき46,245円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日現在)	
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成21年6月25日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日現在)
新株予約権の数(個)	1,489
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,489,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から平成41年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき111,000円 ②資本組入額 1,000株につき55,500円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の 数を乗じて得られる金額とする。再編後行使 価額は、交付される各新株予約権を行使する ことにより交付を受ける再編対象会社の株式 1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める 本新株予約権を行使することができる期間の 開始日と組織再編行為の効力発生日のい ずれか遅い日から、同欄に定める本新株 予約権を行使することができる期間の満了 日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び (注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する 場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、 再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第二回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注) 1	普通株式 481 優先株式 —	普通株式 5,025,851 優先株式 955,717	24,603	247,284,957	24,603	15,420,429

- (注) 1 発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2 第1四半期会計期間末日後、平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間で、平成22年7月1日に、新株予約権の行使により発行済株式総数が365千株、資本金が18,739千円、資本準備金が18,739千円、それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 856,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注1) 5,022,544,000	普通株式 (注1) 5,022,544	同上
	第一回第一種 優先株式 155,717,000	第一回第一種 優先株式 (注2) 155,717	
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	第二回第三種 優先株式 (注2) 800,000	
単元未満株式 (注3)	普通株式 1,970,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—
発行済株式総数	5,981,087,952	—	—
総株主の議決権	—	5,978,261	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式10千株(議決権10個)が含まれております。

2 平成21年6月25日開催の第139期定時株主総会において、優先配当金の議案が提出されなかったため、定款の定めに基づき、この総会より第一回第一種優先株式 155,717個、第二回第三種優先株式 800,000個の議決権が生じております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式289株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	856,000	—	856,000	0.01
計	—	856,000	—	856,000	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	100	91	81
最低(円)	92	74	75

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員（取締役・監査役）の異動はありません。

また、当社では執行役員制度を導入しておりますが、執行役員の異動についても該当はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	463,621	390,977
買入金銭債権	178,508	200,059
特定取引資産	68,954	57,626
有価証券	※2 1,715,096	※2 1,530,532
貸出金	※1, ※2 3,465,349	※1, ※2 3,445,646
外国為替	786	2,095
その他資産	※2 173,796	※2 179,293
有形固定資産	※3 34,267	※3 34,433
無形固定資産	29,566	31,861
繰延税金資産	24,328	27,500
支払承諾見返	39,233	41,073
貸倒引当金	△24,750	△24,896
資産の部合計	6,168,759	5,916,203
負債の部		
預金	2,421,975	2,576,407
譲渡性預金	833,310	811,900
コールマネー及び売渡手形	653,262	521,427
債券貸借取引受入担保金	356,357	239,315
特定取引負債	73,056	63,028
借入金	388,088	301,900
外国為替	0	0
社債	124,700	126,700
信託勘定借	902,259	862,362
その他負債	43,565	41,405
賞与引当金	357	2,353
退職給付引当金	468	476
役員退職慰労引当金	223	257
偶発損失引当金	13,094	13,121
睡眠預金払戻損失引当金	1,200	1,200
繰延税金負債	0	0
支払承諾	39,233	41,073
負債の部合計	5,851,154	5,602,929

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	247,284	247,260
資本剰余金	15,426	15,402
利益剰余金	32,901	25,594
自己株式	△137	△137
株主資本合計	295,475	288,119
その他有価証券評価差額金	27,595	31,359
繰延ヘッジ損益	△4,953	△5,787
為替換算調整勘定	△2,027	△2,101
評価・換算差額等合計	20,614	23,471
新株予約権	241	290
少数株主持分	1,273	1,392
純資産の部合計	317,605	313,273
負債及び純資産の部合計	6,168,759	5,916,203

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	46,580	51,332
信託報酬	10,246	10,427
資金運用収益	18,751	16,838
(うち貸出金利息)	14,169	12,305
(うち有価証券利息配当金)	3,289	3,741
役務取引等収益	13,499	14,597
特定取引収益	644	1,070
その他業務収益	2,098	3,425
その他経常収益	1,341	※1 4,972
経常費用	51,833	42,911
資金調達費用	8,260	5,560
(うち預金利息)	3,726	2,126
役務取引等費用	3,739	3,965
特定取引費用	0	130
その他業務費用	376	265
営業経費	29,321	28,674
その他経常費用	※2 10,134	※2 4,315
経常利益又は経常損失(△)	△5,253	8,421
特別利益	※3 426	※3 518
特別損失	48	※4 147
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△4,875	8,791
法人税、住民税及び事業税	160	236
法人税等調整額	△861	1,364
法人税等合計	△701	1,601
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△4,174	7,190
少数株主損失(△)	△100	△116
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△4,073	7,307

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△4,875	8,791
減価償却費	2,062	2,280
持分法による投資損益(△は益)	363	70
貸倒引当金の増減(△)	1,018	△111
偶発損失引当金の増減(△)	△22	△26
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,154	△1,996
退職給付引当金の増減額(△は減少)	87	△7
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△19	△33
資金運用収益	△18,751	△16,838
資金調達費用	8,260	5,560
有価証券関係損益(△)	△1,171	△5,754
為替差損益(△は益)	△1,674	30,686
固定資産処分損益(△は益)	△49	41
特定取引資産の純増(△)減	△1,589	△11,327
特定取引負債の純増減(△)	3,932	10,028
貸出金の純増(△)減	△202,034	△19,736
預金の純増減(△)	△126,802	△155,181
譲渡性預金の純増減(△)	△1,770	21,410
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△143,891	86,188
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	△126,093	△37,918
コールローン等の純増(△)減	29,054	21,793
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	40,249	—
コールマネー等の純増減(△)	51,412	131,834
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	285,694	117,041
外国為替(資産)の純増(△)減	1,623	1,308
外国為替(負債)の純増減(△)	△1	△0
信託勘定借の純増減(△)	21,215	39,897
資金運用による収入	18,875	19,107
資金調達による支出	△8,804	△6,037
その他	8,534	9,711
小計	△167,321	250,780
法人税等の支払額	△326	△444
営業活動によるキャッシュ・フロー	△167,648	250,335

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△923,928	△998,595
有価証券の売却による収入	419,052	659,762
有価証券の償還による収入	596,235	125,929
有形固定資産の取得による支出	△198	△181
無形固定資産の取得による支出	△5,358	△2,972
有形固定資産の売却による収入	140	0
無形固定資産の売却による収入	1,069	1,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	87,012	△214,421
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	14,800	—
劣後特約付社債の償還による支出	△36,700	△2,000
株式の発行による収入	0	0
少数株主への配当金の支払額	—	△2
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,900	△2,002
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,881	75
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△99,654	33,987
現金及び現金同等物の期首残高	156,028	69,977
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 56,373	※1 103,965

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより税金等調整前四半期純利益が109百万円減少しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成22年3月期の予想損失率に基づき計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">3,521百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">34,749百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">314百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">13,905百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 四半期連結貸借対照表に計上された債務に対応する担保提供資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,027,041百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">470,051百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券229,936百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,511百万円、保証金は9,897百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">35,915百万円</td> </tr> </table> <p>4 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託885,840百万円、貸付信託20,850百万円であります。</p>	破綻先債権額	3,521百万円	延滞債権額	34,749百万円	3カ月以上延滞債権額	314百万円	貸出条件緩和債権額	13,905百万円	有価証券	1,027,041百万円	貸出金	470,051百万円		35,915百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">3,858百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">28,664百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,060百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">13,723百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 連結貸借対照表に計上された債務に対応する担保提供資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">916,723百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">444,475百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券156,945百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,521百万円、保証金は9,991百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">35,464百万円</td> </tr> </table> <p>4 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託905,321百万円、貸付信託26,251百万円であります。</p>	破綻先債権額	3,858百万円	延滞債権額	28,664百万円	3カ月以上延滞債権額	1,060百万円	貸出条件緩和債権額	13,723百万円	有価証券	916,723百万円	貸出金	444,475百万円		35,464百万円
破綻先債権額	3,521百万円																												
延滞債権額	34,749百万円																												
3カ月以上延滞債権額	314百万円																												
貸出条件緩和債権額	13,905百万円																												
有価証券	1,027,041百万円																												
貸出金	470,051百万円																												
	35,915百万円																												
破綻先債権額	3,858百万円																												
延滞債権額	28,664百万円																												
3カ月以上延滞債権額	1,060百万円																												
貸出条件緩和債権額	13,723百万円																												
有価証券	916,723百万円																												
貸出金	444,475百万円																												
	35,464百万円																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>※2 「その他経常費用」には、信用リスク減殺取引に係る費用3,701百万円、貸出金償却1,862百万円、貸倒引当金繰入額1,232百万円及び株式等償却54百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益305百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益3,092百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却924百万円及び株式等償却431百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益406百万円及び貸倒引当金戻入益83百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、固定資産処分損41百万円及び資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額106百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>373,181百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△234,952百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△81,855百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>56,373百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	373,181百万円	定期預け金	△234,952百万円	その他預け金	△81,855百万円	現金及び現金同等物	<u>56,373百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>463,621百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△307,674百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△51,981百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>103,965百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	463,621百万円	定期預け金	△307,674百万円	その他預け金	△51,981百万円	現金及び現金同等物	<u>103,965百万円</u>
現金預け金勘定	373,181百万円																
定期預け金	△234,952百万円																
その他預け金	△81,855百万円																
現金及び現金同等物	<u>56,373百万円</u>																
現金預け金勘定	463,621百万円																
定期預け金	△307,674百万円																
その他預け金	△51,981百万円																
現金及び現金同等物	<u>103,965百万円</u>																

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当第1四半期連結会計期間末株式数(千株)
普通株式	5,025,851
第一回第一種優先株式	155,717
第二回第三種優先株式	800,000
合計	5,981,568

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当第1四半期連結会計期間末株式数(千株)
普通株式	862

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

区分	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
当社	—	—	241
連結子会社	—	—	—
合計	—	—	241

4 配当に関する事項

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	43,947	2,633	46,580	—	46,580
(2) セグメント間の内部 経常収益	46	449	496	(496)	—
計	43,993	3,083	47,077	(496)	46,580
経常利益(△は経常損失)	△4,593	△546	△5,139	(113)	△5,253

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 信託銀行業・・・信託銀行業

(2) 金融関連業・その他・・・信用保証業、貸金業、その他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	45,140	1,440	46,580	—	46,580
(2) セグメント間の内部 経常収益	3	46	49	(49)	—
計	45,143	1,486	46,629	(49)	46,580
経常利益(△は経常損失)	△5,182	△70	△5,253	—	△5,253

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

【国際業務経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	3,875
II 連結経常収益	46,580
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.3

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループは、商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づきセグメントを分類しております。

以下に示す報告セグメント情報は、当社グループの各セグメントの業績を評価するために経営者が使用している内部管理報告を基礎としております。

経営者は、各報告セグメントの業績を評価するために、「業務粗利益（信託勘定償却前）」を用い、報告セグメント計において「業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）」を用いております。

当社グループは、顧客属性及び提供するサービス等に基づき、「個人部門」、「法人部門」及び「市場部門・その他」を報告セグメントとしております。

○個人部門

個人の顧客に対する資産全体の運用・管理に関するコンサルティング、遺言書の管理・執行、各種ローン商品、預金・投資信託のほか、信託機能を活用した資産運用商品等のサービスであります。

○法人部門

法人の顧客に対する不動産の媒介、不動産の鑑定・流動化等の不動産業務、確定給付年金、確定拠出年金等年金信託の受託や資産運用、各種コンサルティング、数理・管理等の年金・資産運用業務、株主名簿の管理・配当金計算等を行う証券代行に加え、株式実務等に関するアドバイザーをご提供する株式戦略業務、金銭債権を中心とした資産流動化のほか、信託スキームを活用した新商品等をご提供するストラクチャードプロダクツ業務、投資信託の受託等の資産管理業務、その他、預金・融資等のサービスであります。

○市場部門・その他

債券取引等の自己売買、資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）及びノンリコースローン等の融資業務であります。なお、本セグメントには、本部等を含んでおります。

2 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント（当社）				その他 (注2)	合計
	個人部門	法人部門	市場部門 その他	計		
業務粗利益(信託勘定償却前)	5,321	19,158	7,696	32,176	4,262	36,438
経費(除く臨時処理分)	—	—	—	22,955	3,567	26,522
その他	—	—	—	—	△1,342	△1,342
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—	9,221	△647	8,573

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社が営む不動産仲介業、カスタディ業務等を含んでおります。なお、「その他」には、親子会社間の内部取引消去等の調整を含めております。

3 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書に計上されている税金等調整前四半期純利益は異なっており、当第1四半期連結累計期間における差異調整は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント計	9,221
「その他」の区分の業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	△647
信託勘定と信関係費用	—
経費(臨時処理分)	△2,152
不良債権処理額	△924
株式等損益	2,597
特別損益	370
その他	327
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	8,791

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(有価証券関係)

※ (四半期)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金
銭債権」の一部を含めて記載しております。

I 当第1四半期連結会計期間末

その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	160,750	197,084	36,333
債券	1,022,900	1,033,594	10,694
国債	978,368	988,880	10,511
地方債	3,658	3,718	59
社債	40,873	40,996	122
その他	601,630	591,435	△10,194
外国証券	451,442	445,620	△5,821
買入金銭債権	125,072	125,626	553
その他	25,115	20,188	△4,926
合計	1,785,281	1,822,114	36,832

- (注) 1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,990百万円(利益)であります。
- 2 四半期連結貸借対照表計上額は、国内株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。
- 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当第1四半期連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は、399百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 4 有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当第1四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表価額としております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

II 前連結会計年度末

その他有価証券で時価のあるもの(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	161,825	103,576	58,248
	債券	637,626	629,627	7,998
	国債	598,284	590,761	7,523
	地方債	5,668	5,567	101
	社債	33,673	33,299	374
	その他	250,691	247,202	3,489
	外国証券	159,221	156,988	2,233
	買入金銭債権	89,220	88,101	1,119
	その他	2,249	2,112	137
	小計	1,050,143	980,406	69,736
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	47,042	57,811	△10,769
	債券	277,819	280,298	△2,478
	国債	263,038	264,423	△1,385
	地方債	1,116	1,124	△8
	社債	13,665	14,749	△1,083
	その他	273,371	290,564	△17,193
	外国証券	206,643	220,326	△13,683
	買入金銭債権	56,978	57,787	△808
	その他	9,749	12,450	△2,700
	小計	598,233	628,673	△30,440
合計	1,648,376	1,609,080	39,296	

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,928百万円(利益)であります。

(デリバティブ取引関係)

I 当第1四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	48,034	7	7
店頭	金利スワップ	11,575,047	△4,389	△4,389
内部取引	金利スワップ	440,000	5,638	5,638
	合計	—————	1,256	1,256

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	83,725	△88	△88
	通貨オプション	1,770	—	5
	合計	—————	△88	△83

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	468	0	0
	合計	—————	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	11,926	△114	△114
店頭	債券店頭オプション	5,000	△104	△90
	合計	—————	△219	△205

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成22年6月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	10,000	80	80
	合計	—	80	80

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

II 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	6,896	△1	△1
店頭	金利スワップ	12,249,681	△5,794	△5,794
内部取引	金利スワップ	515,000	6,898	6,898
	合計	————	1,102	1,102

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引及び内部取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	106,573	△14	△14
	合計	————	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,070	△3	△3
	合計	————	△3	△3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	10,000	117	117
	合計	——	117	117

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金、社債	515,000	△6,898
	合計	——	——	△6,898

(注) 1 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	23.52	22.63

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損失金額)	円	△0.81	1.45
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	—	0.92

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額(1株当たり四半期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 (1株当たり四半期純損失金額)			
四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△4,073	7,307
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△4,073	7,307
普通株式の期中平均株式数	千株	5,024,201	5,024,807
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	2,890,491
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

2 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失金額の場合に該当するため記載しておりません。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月12日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。